

国民
年金付加保険料で年金を
増やしてみませんか

保健医療課国保年金係

☎ 0824-73-1158

三次社会保険事務所

☎ 0824-62-3107

付加保険料とは

平成20年度の老齢基礎年金は40年間保険料を納めたときに満額で792,100円ですが、より多くの年金を老後に受けたいと考えている方のために、付加年金制度があります。

これは、毎月の国民年金保険料（平成20年度は14,410円）に、付加保険料を上乗せして納付すると、付加年金が老齢基礎年金に上乗せして支給される仕組みです。

付加保険料は定額

付加保険料は一ヵ月400円です。付加保険料を納付できるのは、国民年金の第一号被保険者または任意加入被保険者です。

保険料の免除または納付猶予を受けている方や国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることはできません。

14,410円（国民年金保険料）＋400円（付加保険料）＝14,810円（毎月の保険料）

※この金額は平成20年度のもので

付加年金額の計算方法

付加年金額の計算は、次のとおりです。

年金額＝200円×付加保険料納付月数

つまり、保険料月額400円に対して年金額は200円ですから、一年間付加保険料を納付した場合、65歳から年金を受けるとして、2年間で付加保険料相当分の年金を受け取ることができる計算になります。

★例えば、付加保険料を10年間納付した場合

付加保険料 400円×10年（120月）＝48,000円

付加年金額 200円×10年（120月）＝24,000円（年額）

付加年金を2年間受給すると納付した付加保険料総額と同額となります。

※上記の付加年金は、65歳から受給した場合の年金額です。

現況届について

年金受給者へ

年金受給者の現況届は原則不要です

現況届は引き続き年金を受ける権利があるかどうかの確認をするため、年に一回、誕生月の末日までに、社会保険庁に提出していただいていたが、平成18年12月からは現況の確認は住民基本台帳ネットワークシステムを活用して行うことにより現況届の提出は原則として不要となっています。

現況届が必要な方

- ① 社会保険庁で保有している本人基本情報（氏名、性別、生年月日、住所）と住民基本台帳ネットワークシステムの情報が相違し、住民票コードが確認できない方。
- ② 外国籍（外国人登録）の方。
- ③ 海外に住んでいる方。
- ④ 受給している年金の種類によって、加給年金を受給されている方は「生計維持証明」、障害の程度を確認するために「診断書」などが必要な場合もあります。

※届け出に必要な届け書は社会保険業務センターから年金を受けている方に郵送されます。